利用規約

《セントラルスクゥエア施設利用時の規約》

1. 基本的事項

セントラルスクゥエアは都市公園であるため、行うイベントは都市公園法、長野市都市公園条例等関係法令による一定のルールに基づき、また近隣住民や商業者等地域コミュニティや環境に対する配慮のもとに適切に実施される必要があります。

本規約は、公園を管理運営する一般社団法人ながの表参道セントラルシティが、利用を認めた組織・団体による、かつ下記に定める内容でのイベントに適用いたします。また利用の際には、管理運営者が定めた利用料をお支払いいただき、規約の遵守をしていただきます。

尚、利用者は当該施設を善良なる管理運営者の注意をもって使用する義務を負います。

(1) 利用できるイベントの目的・内容等

- ・地元の地域振興、商業振興に具体的に貢献するもの
- ・市民等のレクリエーションや健康増進につながるもの
- ・社会福祉の増進に寄与するもの
- ・市民等の文化芸術活動の発展や地域文化の情報発信を図るもの
- ・公共性・公益性が高いもの
- ・個人及び数人のグループが行う市民交流事業
- (2) 利用が認められないイベント
 - ・一般来園者や近隣住民に迷惑がかかるもの
 - ・近隣商店の営業の妨げとなると管理運営者が判断したもの
 - ·政治活動、宗教活動、選挙活動、署名活動
 - ・募金など金品の寄付を主目的とするもの
 - ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供
 - ・暴力団その他反社会的勢力がかかわるもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・公園施設を損傷・汚損する恐れがあるもの
 - ・広告等の宣伝行為が主体となるもの
 - ・動物の引き連れを伴うもの(盲導犬、聴導犬その他をその目的で使用の場合を除く)
 - ・その他、管理運営者が認められないと判断したもの

2. 利用申込時の優先権

原則として、長野市が主催または共催の催し、続いて近隣地域や商店街団体による催しを優先といたします。利用希望日が重なった場合などにこの措置を取ります。

3. 必要な運営体制

①責任者の設置

次の項目すべてについて、責任ある対応ができる責任者を設置しなければなりません。

- ・利用申し込みから撤収完了、利用料の支払いまで、イベント全体を掌握すること
- ・利用日は、原則として、現場に常駐し管理運営者及び公園管理者(市)との連絡体制を確保すること(常駐できないときはこれに代わる者を配置すること)
- ・イベントに携わる者全て(出展者、参加者、観客含む)の指揮監督を行うこと
- ・指揮監督を実効的に行える体制(指揮命令系統、連絡方法など)を確保すること

・周辺地域や出展者、参加者、観客などからの苦情などに適切に対応すること

②安全対策等

ア 安全対策、事故防止対策等

- ・設営から撤収までのすべての行程で適切な安全対策を講じる必要があります。
- ・資材搬入等で車両が進入する際は誘導員の配置が必要です。
- やむを得ず資材等を留置する場合は柵などで立入を禁止する等の措置が必要です。
- ・火器器具等を使用するイベントは、当局の指導に基づき必要な措置を講じてください。
- ・イベントの参加人数を適切に把握し、必要な通路や空間を確保して安全に運営できる環境を確保してください。

イ 事故発生時の対応

事故発生時は、即時、警察や消防等関係機関への通報を行うとともに、公園管理事務所に可及的速やかに所要の報告を行う必要があります。また、イベントの中止等適切な対応を取る必要があります。

ウ 事故発生時の責任体制の確保

イベントを原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険に加入する 等、主催者側で責任をとれる体制を確保してください。

- ③一般来園者や周辺地域とのトラブル防止
 - 一般来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないよう配慮するとともに、必要に応じて看板等による事前告知や周辺地域に対する事前説明を実施してください。
- ④交通対策

イベントに起因する交通渋滞が発生しないよう配慮するとともに、発生した場合は誘導員の配置などの適切な対応を行ってください。また、公園駐車場には限りがありますので、必要に応じ関係者・参加者に対しバス等の公共交通機関利用を周知してください。

4. 施設利用に際しての留意事項

①植栽・芝生の保全

植栽・天然芝生が損傷すると回復に時間がかかり美観が損なわれるだけでなく、一般 来園者に影響がありますので、次の制約を設けています。

- ア 植栽・天然芝の生育管理のため、施設の立ち入りを制限することがあります。
- イ 天然芝生内は原則として車両進入を禁じます。やむを得ず進入する場合は、コンパ ネ等で養生を行ってください。
- ウ テントなど仮設工作物はできるだけ天然芝生内の設置を避けてください。やむを得ず設置する場合は、芝生面と工作物の間に空間ができるよう対策してください。
- エ 雨天時は損傷しやすいため、特に気を付けてください。
- ②車両の乗り入れ・駐車

多目的広場以外のエリアについて、車両乗り入れ・駐車が必要な場合は、進入経路を 含め、管理運営者と計画に基づいた協議を実施し指示に従ってください。

③利用後の原状回復義務等

イベントの事前と終了後に公園管理事務所立会いのうえ、利用範囲の状況を確認します。施設、設備、備品等を破損、紛失等した場合、及び土壌汚染、水質汚染があった場合は原状に回復していただく必要があります。方法については、公園管理事務所及び公園管理者(市)の指示に従ってください。また飲食イベントの終了後には、必ず排水設備(グリーストラップ)内を清掃し生ゴミは持ち帰ってください。

5. 騒音・臭気など環境影響について

周辺には住宅や店舗等が多数ありますので、大音量を伴うイベントは控えるとともに、音源の配置に配慮してください。

備え付け備品以外の音響機器 (いわゆる PA) の使用をされる場合や、PA を通さない 太鼓などの集団演奏についても、事前にお申し出をいただき管理運営者の許可を受けた 上で、騒音基準に配慮した演奏をお願いいたします。

また、臭気の強いものを扱う、煙が発生する、振動を伴う、強い光を放つ機器を使う、 土壌や大気を汚染する恐れがあるなど、環境に大きな影響を与えるイベントについても、 実施できないことがあります。

以上の事項において近隣から苦情等があった場合は、イベント中止の対応を求めることがあります。

6. 管理責任、損害賠償及び保険の加入

- ・イベントに起因し発生した事故については、利用者に責任を負っていただきますので、 事故防止には万全を期してください。
- ・施設、設備、備品等を破損、紛失等した場合は利用者にその損害額を弁償していただきます。
- ・利用者が持ち込んだ金品は、利用者の責任において管理してください。
- ・上記に備え、利用者は事前にイベント保険ほか各種保険に加入してください。

7. 利用する権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、利用承認を受け取得したセントラルスクゥエアを利用する権利の全部または一部を譲渡・転貸できません。

8. 関係法令の遵守

イベントに関連する関連法令(都市公園法、長野市都市公園条例、消防法、建築基準法、食品衛生法など)は遵守してください。関係行政機関との調整や届け出が必要になる場合は、利用者が必要な手続きを行ってください。

9. 反社会的勢力ではないことの確約

利用者は下記に定める事項を確約するものとします。

- ①自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- ②利用者が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに 準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、このイベントを実施するものではないこと。
- ④利用者は自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 利用の取り消し措置

次のいずれかに該当する場合は、利用承認を即時取り消し、イベント中止の対応を 求めることがあります。また、以降の利用を認めないことがあります。

- ・騒音等で近隣から苦情等があったとき
- ・目的外に利用したとき
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき

- ・利用承認条件に違反したとき
- ・指定された期日までに利用料を支払わないとき
- ・公園管理者(市)及び管理運営者の指示に従わないとき
- ・都市公園法、長野市都市公園条例、その他関係法令に違反したとき
- ・その他、管理運営上支障があると認められるとき

※上記とは別に、公園管理者(市)及び管理運営者の都合で、災害等でやむをえず、利用承認を取り消すことがあります。この場合、前払いを受けた施設利用料と備品利用料は、返却いたしますが、利用承認取り消しに伴い利用者が受けた損害(売上げや入場料の消失等)については、責任を負いません。

11. キャンセルと返金について

自己都合によるキャンセルの場合は、開催日 1 か月前からキャンセル料 (原則として申込金の半額。開催 5 日前からは全額) をいただきます。また災害ほか不可抗力の事態発生の場合を除き、原則としてお支払いいただいた利用料はご返金できません。ただし荒天の場合などについては、都度検討させていただきます。

12. その他

- ①除排雪 冬期においては、ご利用者に時間内の除排雪を行っていただきます。その際は建物、工作物、植栽や地面等が損傷しないよう注意してください。
- ②喫煙 セントラルスクゥエアは「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例」の対象であり、吸い殻入れを携帯していないときの喫煙は厳重に禁止されています。公園トイレ南側に喫煙スペース(吸い殻入れ)が設置されていますので、必要であればお使いください。

以上

附則

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年7月7日から施行する。